

青森県南部町及び岩手県山田町の災害時における相互応援に関する協定

青森県南部町及び岩手県山田町（以下「協定自治体」という。）は、いずれかの地域において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合、被災した自治体（以下「被災自治体」という。）の応急対策及び災害復旧対策を円滑に遂行するため、相互の応援体制について、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第1条 応援の種類及び内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- （1） 応急措置等を行なうに当たって必要となる情報の収集及び提供
- （2） 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- （3） 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供
- （4） 被災者を一時受入れるための施設の提供
- （5） 救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣
- （6） 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第2条 災害の発生により応援を要請する被災自治体は、次に掲げる事項を明らかにして文書により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、文書の提出は事後とし、電話等により援助の要請ができるものとする。

- （1） 被害の状況
- （2） 前条第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等
- （3） 前条第5号に掲げる職員の派遣要請をする場合は、職員の職種、人数及び業務内容
- （4） 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（緊急応援活動の実施）

第3条 応援の要請を受けた協定自治体は、当該応援の要請に応じるものとする。ただし、被災自治体との連絡が取れない場合は、収集した情報に基づき第2条に掲げる応援を実施できるものとする。

（応援経費の負担）

第4条 応援に要した経費は、原則として被災自治体が負担するものとし、これにより難しい場合は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(連絡体制等)

第5条 第3条の規定による応援の手続きを確実に円滑に行なうため、次のとおり連絡責任者を置くものとする。

(1) 青森県南部町総務課長

(2) 岩手県山田町総務課長

(災害対策連絡会議の設置)

第6条 協定自治体は、災害発生時の迅速かつ効果的な応援体制を図るため、災害対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、必要に応じて開催し、応援のあり方、協定の見直し等について協議するものとする。

3 協定自治体は、協定に基づく応援が円滑に行なわれるよう地域防災計画その他参考となる資料を相互に提供するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

(適用期日)

第8条 この協定は、平成24年6月22日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、当事者押印のうえ、各1通を保有するものとする。

平成24年 6 月22日

青森県三戸郡南部町大字苫米地字下宿23番地1

南部町長

工藤祐直



岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

山田町長

沼崎喜一

